



【身に覚えのない荷物～法改正により保管期間が変わりました～】

【事例】

海外から国際郵便で荷物が届いた。開封してみると中には安物のTシャツが入っており、納品書や請求書はなかった。インターネットで注文した覚えはなく、誰かからのプレゼントの心当たりもない。後から高額な請求をされるのではないかと心配。Tシャツをどうしたらいいか。

【アドバイス】

知らない誰かが送りつけてきたと心配になりますが、今一度、「誰かがインターネット等で注文していないか」「誰かの贈り物ではないか」思い出してみてください。特定商取引法では、契約が存在していないのに一方的に送ってきている場合は、受け取った側は自由に処分してよいと定めています。以前は14日間の保管期間を設けていましたが、法改正により、令和3年7月6日から直ちに処分可能となりました。ただ、送り元の誤配送の可能性もあるので、しばらくは保管しておくことをお勧めします。代引き配達の場合は、配達業者に一度持ち帰ってもらいましょう。判断に迷った場合は、消費生活センターにご相談ください。

【問題】

- ①注文や契約をしていない荷物が一方的に送られてきた場合は、14日間保管しないとイケない。

【答え】 不正解

注文や契約をしていない荷物が一方的に送られてきた場合、以前は14日間の保管が必要でしたが、特定商取引法の改正により、令和3年7月6日より直ちに処分することが可能となりました。

なお、誤配送により届いた可能性もあるので、しばらくは保管しておくことをお勧めします。

身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽にご相談ください。

場所：鎌ヶ谷市役所2階商工振興課内

電話：047-445-1246 時間：平日（年末年始・祝日除く） 10時～12時 13時～16時